

農村定住奨励金制度の申請手続きの流れ

STEP 1 売買の契約、または請負の契約を締結したら

契約の日から原則2カ月以内に

→農村定住奨励金交付申込書(様式第1号)を提出

※ただし、平成25年9月30日以前に締結した契約分については、同年11月30日までに提出するものとする

添付書類

- ・請負契約書又は売買契約書の写し
- ・建物平面図

STEP 2 家屋の引き渡し済み、登記が完了したら

家屋の登記日以降、6カ月以内に

→取得した家屋で居住を開始

STEP 3 居住を開始したら

居住を開始した日から2カ月以内に

→農村定住奨励金交付申請書(様式第2号)を提出

添付書類

- ・対象住宅の登記事項証明書
- ・代金の支払を証明するもの
- ・請負契約書又は売買契約書（交付申込み後に変更があった場合のみ）
- ・平面図（交付申込み後に変更があった場合のみ）
- ・承諾書兼宣誓書（様式第3号）

○申請いただいた内容を審査し、条件を満たしていると認められる場合、農村定住奨励金交付決定兼確定通知書を送付いたします。

STEP 4 農村定住奨励金交付決定兼確定通知書の送付を受けたら

→農村定住奨励金請求書(様式第4号)を提出

○請求書を受領後、指定口座に奨励金を振り込みます。

注意事項

※交付申請の期限を過ぎると交付が受けられなくなります。

※奨励金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときや、交付対象者が居住開始日から3年以内に町の区域外へ住所を移したなどのときは、奨励金の全部又は一部を返還いただきます。

申請先・問合せ先

石川県河北郡津幡町字加賀爪二3

津幡町総務部企画財政課

TEL: (076) 288-2158 (直通)

FAX: (076) 288-6358